

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
陸自情報支援システムの運用・維持に係る技術役務	中央情報隊-1	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作成	平成31年 1月29日
	変更	年 月 日
	作成部隊等名	中央情報隊

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する陸自情報支援システムの運用・維持に係る技術役務（以下「役務」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語の定義は、GLT-CG-Z500001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GS-C905534	駐屯地等情報基盤装置（ ）
GS-C906203	陸自情報支援システム借上
GS-C906376	陸自情報支援システム借上（その2）（30増設）
HS-X162612	陸自情報支援システム用ソフトウェア（平成28年度改修）
HS-X192648	陸自情報支援システム用ソフトウェアの改修（平成29年度国債分）
HS-X192661	陸自情報支援システム用ソフトウェアの改修（平成30年度国債分（その1））
8	陸自情報支援システムに関する暗号規約変換役務
JSO-11-6071	防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上
JSO-11-6072	防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（その1）
JSO-11-6073	防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上（その4）
DIH-LK-15015	統合データバンクシステム借上

b) 法令等

情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達）[防管装第 6186 号(13.8.10)]

装備品等及び役務の調達におけるセキュリティの確保について（通達）[防経装第 9246 号(21.7.31)]

1.4 関連文書

この仕様書の関連文書は、次による。

秘密保全に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 36 号）

防衛省の情報保証に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 160 号）

秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（通達）[防防調第 4607 号(19. 4. 27)]
防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）[防運情第 9248 号(19. 9. 20)]
情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）
[運情第 9249 号(19. 9. 20)]

防衛情報通信基盤データ通信網管理運用規則（平成 20 年自衛隊統合達第 27 号）
電子計算機システム整備について（通達）[装通第 3847 号(6. 6. 29)]

2. 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 本作業は、陸自情報支援システム借上（GS-C906203, GS-C906376）及び陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612, HS-X192648, HS-X192661）において要求される機能及び性能を維持するため、官側が実施する運用・維持業務を支援するものとする。
- b) 本作業は、陸自情報支援システム借上（GS-C906203, GS-C906376）と駐屯地等情報基盤装置（GS-C905534），防衛情報通信基盤（クローズ系）（JSO-11-6073），防衛情報通信基盤（オープン系）（JSO-11-6071, JSO-11-6072）及び統合データバンクシステム借上（DIH-LK-15015）との接続を維持するため、官側が実施する調整事項等を支援するものとする。

2.2 概要

本役務は、「1.3 引用文書等」及び「1.4 関連文書」で規定している陸自情報支援システムの運用・維持に係ることを目的とし、陸自情報支援システムの運用・維持に精通したシステムエンジニアにより技術作業を実施するものである。

2.3 実施場所

防衛省市ヶ谷地区の官指定場所及び契約の相手方の営業所などとする。

2.4 役務期間

契約締結時～平成 32 年 3 月 31 日とし、要求元職員の勤務日を原則とする。但し、システム保守等で立会を要する場合、別途官と調整の上決定するものとする。

また、陸上自衛隊各部隊の態勢に応じて、陸自情報支援システムを運用・維持等する場合、別途官と協議の上、所要の体制をとるものとする。

2.5 技術員

2.5.1 技術員

本役務に従事するシステムエンジニア（以下「技術員」という。）は、陸自情報支援システム及び HS-X162612, HS-X192648, HS-X192661（以下「陸自情報支援システム用ソフトウェア」という。）について、その機能、環境、操作及び運用方法を熟知した上で作業に当たること。また、「1.3 引用文書等」および「1.4 関連文書」にあげる防衛情報通信基盤（以下「DII」という。）等の関連システムに係る仕様及び関連規則等について理解でき、かつ、運用・維持に必要な知識を有すること。

2.5.2 技術員の申請

契約相手方は、契約後速やかに、本役務に従事する技術員について役務作業関係者名簿の作成の上、検査官に提出し、承認を得るものとする。また、技術員の追加、変更等が生じた場合には、遅滞なく承

認を得るものとする。

2.5.3 技術レベル

技術員の技術レベル基準は、別紙のとおりとする。技術レベル確認の細部については、官との調整によるものとする。

2.5.4 技術員の管理

契約相手方は、定期的に技術員の技術レベルを確認・管理し、技術員の技術レベルを維持すること。

2.5.5 作業内容の確認

契約相手方は、本役務に伴うシステム上の不具合等を未然に防ぐため、作業内容及び作業結果を検証できる環境を有し、技術員が作業を実施する前に検証を実施すること。

2.6 役務内容

2.6.1 システム稼働状況報告

陸自情報支援システム借上（GS-C906203, GS-C906376）及び陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612, HS-X192648, HS-X192661）に関連するシステム障害に対応する対応状況や、システム利用者及び管理者からの問い合わせに対する回答状況等の進捗状況を管理し、定期的に報告すること。

作業に関しては、次の要件を満たすこと。

- a) 陸自情報支援システム借上（GS-C906203, GS-C906376）及び陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612, HS-X192648, HS-X192661）の運用、機能、システム構成、システム機器仕様、関連システム（D I I等）を熟知し、システムの稼働状況を管理すること。
- b) システムの稼働状況の管理においては、障害対応や問い合わせ等の進捗状況を整理し、「**維持作業懸案報告書**」として定期的に要求元に報告すること。
- c) 作業は官の指示に基づき、契約締結時～平成32年3月31日の間、1ヶ月に1回を基準として実施すること。

2.6.2 システム利用状況調査

陸自情報支援システム借上（GS-C906203, GS-C906376）及び陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612, HS-X192648, HS-X192661）の機能の利用状況等を調査すること。作業に関しては、次の要件を満たすこと。

- a) 陸自情報支援システム及び陸自情報支援システム用ソフトウェア陸自情報支援システム借上（GS-C906203, GS-C906376）及び陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612, HS-X192648, HS-X192661）の運用、機能、システム構成、システム機器仕様、関連システム（D I I等）を熟知した上で、システムの機能の利用状況を調査すること。
- b) 調査した情報は、「**システム利用状況調査報告書**」として定期的に要求元に報告すること。
- c) 作業は官の指示に基づき、契約締結時～平成32年3月31日の間、3ヶ月に1回を基準として実施すること。

2.6.3 タグ辞書メンテナンス

陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612, HS-X192648, HS-X192661）の「素データ登録機能」及び「情報データ登録機能」において、データ又は情報の内容に応じて属性を自動的に付与する際、最新の情勢に対応するため、定期的にタグ辞書の整備を実施すること。

- a) 陸自情報支援システム借上（GS-C906203, GS-C906376）及び陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612, HS-X192648, HS-X192661）の運用、

機能，システム構成，システム機器仕様，関連システム（D I I 等）を熟知し，タグ辞書の整備を実施すること。

- b) 整備にあたっては，事前に最新の情勢等を調査し特徴的語句を抽出すること。
- c) 抽出した特徴的語句に基づき，タグ辞書に反映する内容を官と調整の上，整備を実施すること。
- d) 整備した内容は，「タグ辞書メンテナンス報告書」として要求元に報告すること。
- e) 作業は官の指示に基づき実施すること。

2.6.4 システムメンテナンス

陸自情報支援システムの障害等による業務への影響を最小化するため，システムメンテナンスを実施すること。また，陸自情報支援システムに導入している民生品ソフトウェアに対する，セキュリティパッチの適用について，官側の指示に基づき調査・検討すること。作業に関しては，次の要求を満たすこと。

- a) 陸自情報支援システム借上（GS-C906203，GS-C906376）及び陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612，HS-X192648，HS-X192661）の運用，機能，システム構成，システム機器仕様，関連システム（D I I 等）を熟知した上で，システムメンテナンスを実施すること。
- b) システムバックアップの実施にあたっては，事前に陸自情報支援システム借上（GS-C906203，GS-C906376）及び陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612，HS-X192648，HS-X192661）の機能を全て停止させ，システム全体の状態をシステムバックアップ可能な状態に移行すること。
- c) システムバックアップ実施後は，陸自情報支援システム借上（GS-C906203，GS-C906376）及び陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612，HS-X192648，HS-X192661）の機能を全て再起動させ，システム全体の状態を稼動状態に移行すること。
- d) システムバックアップに使用した媒体等は官の指示に従い管理すること。
- e) システムバックアップ結果は，「システムメンテナンス報告書」として要求元に報告すること。
- f) 陸自情報支援システムに導入している民生品ソフトウェアに対し，官の指示に基づきセキュリティパッチの適用について，調査・検討してパッチの適用を実施すること。
- g) 作業は官の指示に基づき実施すること。

2.6.5 データメンテナンス

陸自情報支援システム借上（GS-C906203，GS-C906376）及び陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612，HS-X192648，HS-X192661）で使用する地図データの更新，並びに民生品ソフトウェア及び陸自情報支援システム用ソフトウェアに対する設定支援を実施すること。設定支援内容の細部は官との調整によるものとし，作業に関しては，次の要件を満たすこと。

- a) 陸自情報支援システム借上（GS-C906203，GS-C906376）及び陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612，HS-X192648，HS-X192661）の運用，機能，システム構成，システム機器仕様，関連システム（D I I 等）を熟知した上で，データメンテナンスを実施すること。
- b) 地図データの更新にあたっては，官から使用する地図データを受領し，陸自情報支援システムに適合するようデータ形式を変換した上で，システムに取り込むこと。細部は官との調整による。
- c) 民生品ソフトウェア及び陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612，HS-X192648，HS-X192661）に対する設定にあたっては，設定する内容を官と調整の上，支援を実施すること。

- d) データメンテナンス結果は、「データメンテナンス支援報告書」として要求元に報告すること。
- e) 作業は官の指示に基づき実施すること。

2.6.6 暗号規約メンテナンス支援

陸自情報支援システム借上（GS-C906203, GS-C906376）及び陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612, HS-X192648, HS-X192661）の、陸自情報支援システムに関する暗号規約変換役務について設定支援を実施すること。設定支援内容の細部は官との調整によるものとし、作業に関しては、次の要件を満たすこと。

- a) 陸自情報支援システム借上（GS-C906203, GS-C906376）及び陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612, HS-X192648, HS-X192661）の運用、機能、システム構成、システム機器仕様、関連システム（D I I 等）を熟知した上で、暗号規約メンテナンス支援を実施すること。
- b) 暗号規約に関し、年1回を基準に市ヶ谷にて更新作業に資する陸自情報支援システムに関する暗号規約変換役務の設定支援、必要に応じて官指定の器材を用いた検証用データ作成及び官による検証作業の支援を実施するものとする。

2.6.7 教育支援

陸自情報支援システム借上（GS-C906203, GS-C906376）及び陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612, HS-X192648, HS-X192661）のシステム管理に関して、官が実施するシステム管理者向け教育の支援を実施すること。作業に関しては、次の要件を満たすこと。

- a) 陸自情報支援システム借上（GS-C906203, GS-C906376）及び陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612, HS-X192648, HS-X192661）の運用、機能、システム構成、システム機器仕様、関連システム（D I I 等）を熟知した上で、教育支援を実施すること。
- b) 作業は官の指示に基づき、契約締結時～平成32年3月29日の間、2回以上を基準として実施すること。
- c) 初回の教育支援は、平成31年6月30日までに実施すること。
- d) 官が要求した資料を準備すること。教育の細部については、官側と調整すること。

2.7 報告書等の提出

「5 提出書類」に示す報告書及び書類を提出し、要求元の承認を受けること。

2.7.1 役務実施計画書

契約相手方は、契約締結後速やかに、「役務実施計画書」を要求元に提出し、承認を得た上で、本役務の履行に着手するものとする。「役務実施計画書」には、次に示す内容を記載することとし、「2.5 役務内容」等、本仕様書で定める各項目を勘案すること。

a) 役務実施要領

2.6.1～2.6.7 項の作業項目を示し、各項目に対する実施要領を示すこと。

b) 作業体制

本役務を履行するにあたり、人員体制（責任者及び連絡先等）を明記すること。

c) その他

官が要求する事項または契約相手方が必要とする事項を記載すること。

2.7.2 役務作業関係者名簿

別紙様式に示す当該名簿に、本役務に従事する関係者の個人情報等を明記すること。当該名簿は官に提出し、承認を得た上で本役務の履行に着手するものとする。

2.7.3 維持作業懸案報告書

2.6.1 項のシステム稼動状況報告の際に、当月内での進捗状況を編集し、当該報告書にて要求元に報告すること。次に記載項目を示す。

- a) 懸案内容（現象、事象、手順、問い合わせ内容等）
- b) 指摘元
- c) 日付（発生、期限、完了等）
- d) 対策の進捗状況

2.7.4 システム利用状況調査報告書

2.6.2 項のシステム利用状況調査の結果を、統計情報として要求元に報告すること。次に記載項目を示す。

- a) 陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612、HS-X192648、HS-X192661）の機能の利用部隊ごとの利用状況
- b) その他、官が指示する事項

2.7.5 タグ辞書メンテナンス報告書

2.6.3 項タグ辞書メンテナンスの結果を要求元に報告すること。次に記載項目を示す。

- a) 整備内容
- b) その他、官が指示する事項

2.7.6 システムメンテナンス報告書

2.6.4 項のシステムメンテナンスの結果を要求元に報告すること。次に記載項目を示す。

- a) システムバックアップ実施対象機器
- b) システムバックアップデータを格納した媒体等の管理情報
- c) その他、官が指示する事項

2.7.7 データメンテナンス支援報告書

2.6.5 項のデータメンテナンス支援の結果を要求元に報告すること。次に記載項目を示す。

- a) 地図データ更新内容
- b) 民生品ソフトウェア設定内容
- c) 陸自情報支援システム用ソフトウェアの設定内容
- d) その他、官が指示する事項

2.7.8 暗号規約メンテナンス支援報告書

2.6.6 項の暗号規約メンテナンス支援の結果を要求元に報告すること。次に記載項目を示す。

- a) 陸自情報支援システムに関する暗号規約変換役務の設定支援内容
- b) その他、官が指示する事項

2.8 その他

役務実施に際し、陸自情報支援システム借上（GS-C906203、GS-C906376）及び陸自情報支援システムソフトウェア（HS-X162612、HS-X192648、HS-X192661）の受注業者等の調整・支援等を要する場合、発生する費用等は契約相手方が全て負担するものとする。

3. 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官（以下「担当官」という。）が定める監督及び検査実施要領による。

4. 秘密保全

4.1 秘密保全

- a) 契約の相手方は、秘密に係る文書、図面等の取り扱いを行なう場合には、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）及び情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達）（防管装第6186号13.8.10）に基づき、その取り扱いに万全の注意を払わなければならない。
- b) 契約相手方は契約履行上、直接または間接的に知り得た事項について関係者以外に知らしてはならない。
- c) 英訳相手方は本契約の履行にあたり知り得た保護すべき情報を取り扱う場合には、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）に基づき適切に取扱うものとする。
- d) 契約相手方は本契約の履行に当たり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し、防衛省が規定する関係規則に基づき、許可を得るものとする。
- e) 契約相手方は持ち込み及び持ち込み使用する電子計算機、可搬記憶媒体及び電子計算機情報システムに接続する携帯情報通信・記録機器に対し、複数のウィルススキャンソフトでウイルス等の混入がされていないことを確認し、その結果を官側に提示するものとする。

4.2 第三者の従事 契約相手方が第三者を従事させる場合は、契約相手方が第三者を従事させる場合の届出等について（通達）（防装官第5588号12.9.13）に基づき、所要の届出を実施するものとする。

4.3 立入禁止場所への立入等

立入禁止場所への立入等は、次の通りとする。

- a) 契約相手方は、本契約の履行に当たり、立入禁止場所への立入が必要な場合には、官の指示に基づき官側へ申請を行い、許可を得るものとする。
- b) 立入禁止場所への立入の申請を行うに当たっては、秘密保全に対する意識が十分に涵養されている立入にふさわしい人物をもって充てること。
- c) 立入禁止場所の入隊室及び作業に当たっては、官側の統制に従うこと。

5. 提出書類

提出書類は、表1による。

表1－提出書類

書類の名称	提出時期	部数	提出方法	備考
役務実施計画書	契約後速やかに	1部	紙媒体	
役務作業関係者名簿	契約後速やかに	1部	紙媒体	別紙様式
維持作業懸案報告書	毎月	1部	紙媒体	
システム利用状況調査報告書	作業完了後速やかに	1部	紙媒体	
タグ辞書メンテナンス支援報告書	作業完了後速やかに	1部	紙媒体	
システムメンテナンス支援報告書	作業完了後速やかに	1部	紙媒体	
データメンテナンス報告書	作業完了後速やかに	1部	紙媒体	
暗号規約メンテナンス支援報告書	作業完了後速やかに	1部	紙媒体	

6. 貸付資料

契約相手方は、役務実施に際し、官が保有する資料で貸与の必要がある場合は、その都度、官と調整し、貸与を受けることができるものとする。

なお、貸与に伴う費用は無償とする。

7. その他

7.1 官側の支援

契約相手方は、次の事項について、必要に応じて事前に官と調整することにより、官の支援を受けることができる。

- a) 現地における施設及び機器の利用
- b) 現地における電力及び水の使用
- c) 官が必要と認めた事項

7.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議すること。

添付資料：別紙 技術員のレベル基準

別紙様式 役務作業関係者名簿